

## 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（緊急事態宣言発令期間）

### 児童が、PCR検査等を受検する場合

#### ご家族（同居・別居に関わらず接触のある方）がPCR検査等を受検する場合

- ⇒ 児童本人、ご家族の方がPCR検査等を受検されることになった場合は、速やかに学校へご連絡ください。  
また、検査結果が判明するまで児童の登校を控えていただくようお願いします。

◇学校業務時間外や休日の場合は、市役所（Tel 075-951-2121）へお電話ください。学校へ連絡を取りたい旨をお知らせいただくとともに、お子様の「学校名・学年・学級・連絡先の電話番号」をお伝えください。あらためて、学校から連絡させていただきます。

#### ご家族に発熱等の風邪症状がある場合 ※緊急事態宣言が発令されている期間

- ⇒ ご家族に発熱等の風邪症状がある場合登校を控えてください。この場合は、欠席ではなく、出席停止となります。
- ⇒ 児童に体調不良等の症状がある場合も、以前から連絡させていただいているとおりに出席を控えてください。

#### ご家族（同居・別居に関わらず接触のある方）が感染したと判明した場合

- ⇒ 保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は出席停止となり、PCR検査等を受検することになります。
- ⇒ PCR検査等の結果が陰性であっても、原則、感染者との最終接触日の翌日から2週間は自宅待機（出席停止）となります。  
上記の自宅待機の期間は、各事案の状況に応じて、保健所が決定します。

#### 児童生徒の感染が判明した場合

- ⇒ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症を発症またはPCR検査等で陽性反応が出た場合は、入院または自宅療養により、治癒するまで出席停止となります。
- ⇒ 学校は、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。また、保健所の指示に従い、消毒その他適切な処置を行います。

体調不良(児童・ご家族)による欠席等につきましては、電話での連絡をお願いします。